

かさぐるま

ひと、豊かなハーモニー

平成14年11月 1日



絵：昆 美代子さん

- 特集 職員倫理について考える
ー基本的な倫理観の確立を目指してー
- 地域活動センター「あおぞら」オープン 他
- 第25回実務研究論文（全事協）「優秀賞」受賞
- 研修システム検討委員会スタート
- 話題の人
- 特別寄稿

No. 69

社会福祉法人
山形県社会福祉事業団

<http://www8.ocn.ne.jp/~yamafuku/>
メール:ysj02@rapid.ocn.ne.jp

特集 職員倫理について考える

— 基本的な倫理観の確立を 目指して —



当事業団では平成13年度に「職員倫理綱領」が策定され、今年4月には「就業規則の改正」「倫理綱領遵守システム」を実施し、各事業所毎に福祉倫理委員会が設置されました。具体的には全職員が利用者及び理事長に誓約書を提出し、行動基準や倫理綱領の自己評価を行いました。しかし、現実には「倫理」について一人一人の職員の認識に差があり、利用者の方の「人権」や職員としての「福祉倫理」について改めて問い直し、改善していくことが求められています。そこで座談会を開催し職員の意見を聞き、「今」を検証してみました。今回の特集を通して一人一人が現状を見つめ、「職員倫理」について理解を深め、「考える」機会を多く持ち意識を高めることを目的にテーマとして取り上げてみました。

倫理綱領と遵守システムを理解するために

◆「今まで」をどう総括するか。

私たちの仕事は、「人」を対象にした対人援助サービスといわれています。しかし、今までのサービスは「個人」よりも「集団」に重きをおき、「指導者」と「入所者」との上下関係による与える（利用者にとっては与えられる）サービスだったわけです。その結果、福祉援助の基本にある倫理観や専門性に対する誤解や欠如が生じてきたのではないのでしょうか。

「職員倫理綱領」の前文にある「個人の尊厳と人権擁護に基づく倫理観の共有」には、これまでの反省と、信頼を礎にした新たな決意と誓いが含まれており、「職員倫理綱領」はここを始発駅にして考える必要があります。

◆「現在」をどうとらえるか。

「職員倫理綱領」は、「個人の尊厳」へ向かう線路だと考えています。終着駅にいくために駅を十個設けました。しかし、始発駅に列車を配置するためには、必要なことがありました。それは、逆走ができないように「過去」を総括することでした。その改札口を抜けて線路を走る列車に乗るためには切符が必要です。その切符を理事長への「職員倫理綱領の遵守に関する誓約書」（指定席）と利用者への「権利擁護に関する誓約書」（乗車券）としました。この切符には当然検札が入ります。自己点検もこの検札のひとつです。列車にはたくさんのお客さんが乗っていますので、マナーを守れない人には途中下車もあるかもしれません。就業規則への反映はこの部分に該当します。各車両には運転手がいます。施設長をその運転手に、車掌には福祉倫理委員会のメンバーが当たることにしました。

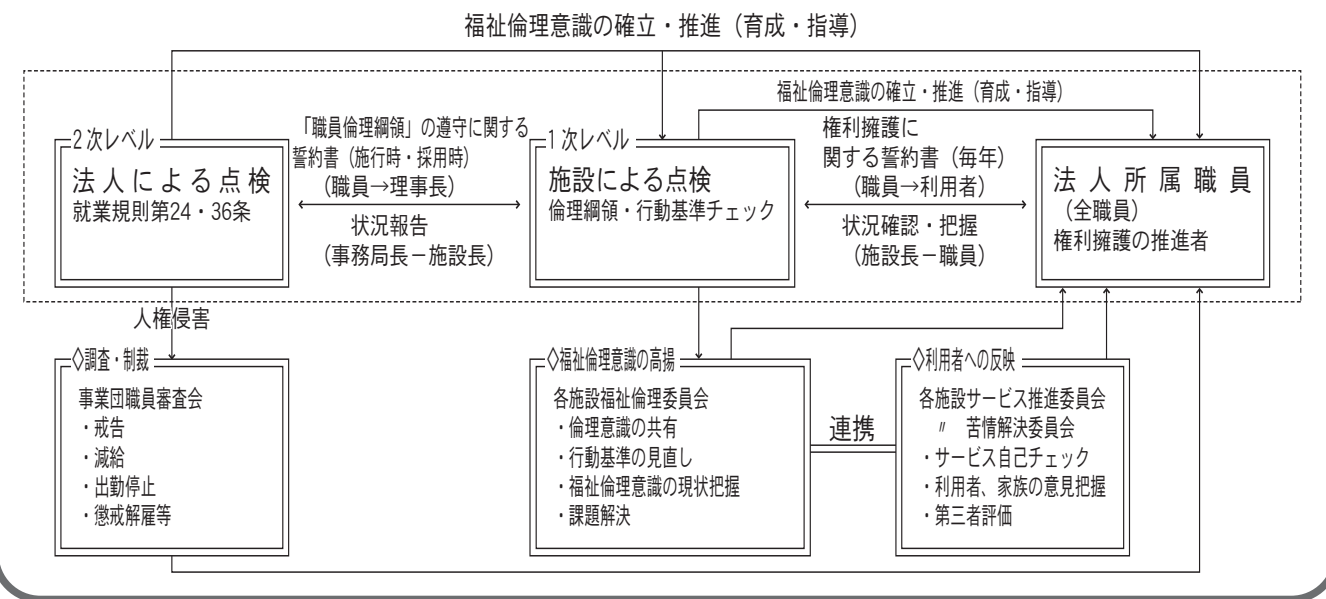
◆「これから」をどう考えるか。

「個人の尊厳」という終点へは、今までの線路や列車ではいくことができません。列車を動かす力である「倫理」がなければ前へ進むことは不可能なのです。ただ乗り換えとして乗車しているだけでは到着はできないものと考えています。そのことをシステムでは法人全職員を「権利擁護の推進者」と示し明確に位置付けています。そしてこの「推進」こそが、「倫理」に結び付く大切な職員の役割であり、まさにシステムの中核といっても過言ではないのです。

私たちの業務は、単に介護や援助をすることで完結するのではなく、利用者の方々の権利擁護を推進し、自己実現のためにいつも身近な存在として寄り添うサポーターであることを忘れてはならないと考えています。

(事務局企画調整課)

●システムイメージ図

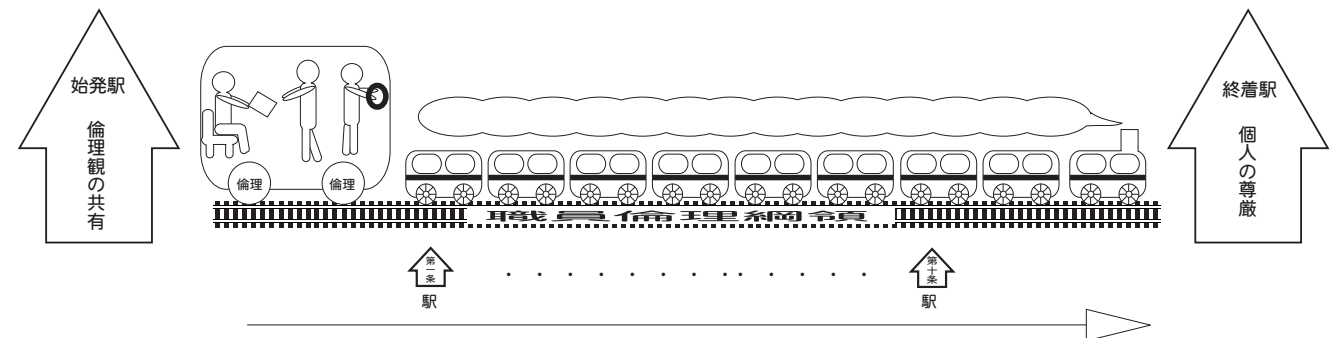
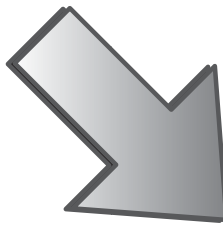


倫理遵守の前に愛のある行動を

専務理事 長尾良彦

当法人では倫理綱領を策定し、施設毎の職員行動基準を示している。倫理とは、人間として当然に守らなければならないいきまりであるが、社会福祉法人として各種社会福祉施設を運営する事業団の場合には利用者本位の利用者の立場に立つて、いかに利用者のニーズに応え得るかの倫理遵守である。利用者、即ち個人の尊厳は憲法の基調を為す最も大切なものであり、法人はもとより職員個々においても果たさなければならぬ使命である。皆が胸に手をあてて考えていただきたい。これまで利用者とのニーズにどの様に応えて来たのかと。少しでも利用者のニーズから避けようとか、さげすみとか威嚇とか体罰とかしたことはなかったか。

また、倫理云々の前に職員として自分に課せられた業務を着実に執行しているかも問いたい。さて、支援費制度が目前に迫って来たが各施設では真に利用者が楽しく、明るく、生き生きとした生活をしているのだろうか。もしそうでなければそういう場を作り出し、他法人のモデルとなるよう努めて欲しい。マンネリに流されることなく、自分には厳しいチャレンジをしながら施設の使命感達成にむけて各人がモチベーションを高めることは、事業団の今日的課題である。憲法の三原則として人権尊重、国民主権、平和主義があるが、その前にあるものが個人の尊厳である。そして、この憲法の支柱となるものが愛の精神と言われている。逆に言えば、愛の精神が失われれば憲法は崩壊するのである。倫理の遵守、それは難しいことではない。常に愛の精神で、利用者の目線で利用者の立場で物事を考え行動することが何よりも大切なことと思うものである。



座談会

職員倫理について考える

十月九日、四名の職員の方に集まっていたが、座談会を開催しました。約二時間にわたり、それぞれの業務を通じて感じていること、考えていることについてを意見交換を行いました。紙面の都合上、内容を要約してご紹介いたします。

武田 「職員倫理」ということで最初に一言、お願いします。

石沢 強度行動障害をもつ方の現場ではせざるをえない身体拘束がある。代替手段がないときではなく、安易にしてしまうとこの問題がある。身体拘束の考え方の延長に職員倫理があると思う。倫理は本来、個人にまかせられるべきものではあるが、専門性が確立していかないところでは意味がない。職員管理をどうするかという視点で取り組むべき。専門性を意識したときには倫理綱領が生きてくるのではないかと思う。



武田 一人の職員の言動や行動で経営を左右してしまう時代がくる。今、企業の内部告発などドスコミを賑わしているが、施設においても問題になってくると思う。職業倫理とは、専門的な知識や技術の上になりたて実践される価値観である。専門的な知識や技術は個人の資質の差はある。職業倫理とは、その上に成り立つソーシャルワーカーとしての資質という崇高なものである。人権が守られていない実態は、職業倫理の問題ではなく、むしろ基礎的な土台の社会人としてのマナーの問題や職業人としての規律の部分が欠けていることに問題がある。この辺を切り口にしていきたい。

武田 今の事業団の職場の中で人権が守られているか？守られていないと感じられるのはどういうところか。具体的に事例をあげて、整理してみるとわかると思う。土台の部分と身体拘束等代替手段や安全策の工夫などは介護技術の部分としてとらえるとかわりやすいのではないかな。



福寿荘 喜和子 (特別養護老人ホーム 三嶋 喜和子) (身体拘束解消研究)

石沢 私ははっきり注意する。権利侵害を防ぐには職員を複数体制で確保するとか第三者の目が必要。また、賃金形態等評価まで含めて考えていかないと解決しないと思う。

松田 身体拘束は、安全を確保することから一概に良い悪いでの判断ではない。「人権」と「安全」という相反するものでぶつかり合いが生じる。私も一番いたかったのは土台の部分である。現場で悪いところを見ても何とも思わない風潮がある。倫理より職業人としてのマナーの問題も大きいと思う。電話のとり方、来客の対応の仕方、話の仕方等基本的なことこそ、今職員に必要だと思う。倫理「観」の「観」は良いか悪いか判断する、自分の心の中を第三者として自分の行動を客観的にみる力である。しかし、実際の行動は感覚で判断して反応して行動にでてしまっている。「観」はおちついてゆっくり考えれば判断できるが、感覚の「感」センサーで反応してしまうのが一番の問題。そこをきちんと育てていかないと改善はされないと思う。

武田 私たちの職業はチームワークで行っている中で、組織風土をどう変えていくかが問題になる。権利侵害の事例は比較的特養や精神障害施設では少ないが、知的障害施設では多いのはなぜか。

松田 精神障害者の現場では、身体拘束はトラブルや危険な状態の時以外は目に見えない。「倫理」とは何か。個人の内に存在するものでそれぞれ違うもの。最初にきちんとした研修をやっておくことが大事だと思う。みやま荘では「倫理」についてアンケートを行った。倫理「観」はもっているが「感」がない。頭でわかっている行動できないことが結果に表れている。

石沢 今、早急に求められているのは、日々の業務の中でどういう仕事をしなければならぬかという土台の部分だと思う。個人まかせの倫理をやっていたのでは十年も二十年も先になる。アメリカで学んで来たのは、スタッフトレーニングということ、職員をどう教育するか、それを職場にどう反映す



コーディネーター 事務局企画調整課長補佐 武田

武田 基本的なマナーや組織風土ということが話の中心になっているが、「倫理」はわかっているけれども行動できないということがポイントではないかと思う。事業団の倫理システムの自己チェック表の項目

松田 難しいですね。実は先日、みやま荘で利用者へ届いた住民基本台帳ネットワークシステムの葉書をベースに倫理委員会がアンケートをとった。担当職員に配ったところ、「親展」と書かれていたにもかかわらず職員がすぐ開けてしまった。開封し

Topics 話題



ミュージックケアでの交流

ミュージックケアを実施し交流を図る事が出来ました。今後も「あおぞら」の機能として、小学生との交流、養護学校の実習、余暇活動、情報提供、作品展示、販売の場として、地域に根ざした活動を展開していきたいと考えております。(佐藤 文子)

日とし、作業内容は靴下の表返し、ろうそく加工、シユレッターかけの受託作業、缶つぶし、ミシンでの刺繍の作業を行っています。利用者は集中して作業に取り組み、終わった後の満足感が感じられます。

作業活動は、月々金曜



ろうそく加工の作業

知的障害者更生施設

吹浦荘

地域活動センター

「あおぞら」オープン

空の青さも加わり、酒

田の町に一際目につく青い建物、吹浦荘地域活動センター「あおぞら」が、酒田市役所の近くに五月にオープンしました。利用者の方、職員に名称の募集をしたところ「あおぞら」と決定し、地域での活動を実践しています。

たおやかな風が……

描けるよろこび、伝わる可能性

あしびな展の開催

七月十二日(金)〜十四日(日)山形市の文翔館ギャラリーで、事業団の六施設十九名の利用者の方の作品を一同に展示し、「あしびな展」を開催しました。これは表現活動のすばらしさをアピールしようということ初めて開催しましたが、期間中四百名を超える方々の来場があり、自由で多様な一人一人の感性は見る方に多くの感動をあたええました。

ところで、「あしびな展」の「あしびな」とは沖縄のことばで「神聖な遊び場」という意味があるそうですが、南国の情熱と型にはまらない自由なイメージ、生命を感じる力強さから「あしびな展」という名前をつけました。

誰にでも自分を表現したい気持ちがあります。それを何で表現するかは一人一人異なるものであり、方法は十人十色といえます。その中の一つ「アート」を中心に今後も発表する機会を多くもち、表現活動の一つとして発展定着させていきたいと考えております。また、広報紙の表紙でも作品を紹介していきます。(希望が丘地域福祉支援センター)



趣きのある文翔館での展示



身体障害者通所授産施設 ワークショップ明星園

—工夫で快適な生活— 片麻痺の方の自助具の開発



授産施設では、作業支援での個別支援を確立する必要が有ります。そのためには、利用者の方のそれぞれの障害状況に配慮した、作業環境の設定に努めていかなければなりません。特に片麻痺の方は、作業種目の選択等で制約を受けることが多く、自助具等の開発により、できるだけ快適な作業環境を提供したいと考えています。自助具の開発には、専門性が必要とされるため、五月に、山形県工業技術センターへ技術指導を依頼しました。

機電情報システム部の小林

主任研究員を始めとするスタッフの皆さんのご配慮により、「電気部品」「ネクターの組み立て」と「射出成形品のラナー部からのもぎ取り」の二種の自助具の開発に、「尽力いただいています。数回にわたる試作機の使用感の検証と意見交換で、利用者も機具の改良状況に作業意欲を高められているようです。これからも、専門的機関との連携を図り、働く場としての環境改善に取り組みたいと考えています。

(新藤美恵子)

救護施設

みやま荘

フル活動！

地域生活者への食事提供

今年四月、みやま荘の厨房より、地域へ新たなサービスが発信が開始しました。二月に川西町にある「ココロ」希望が丘あさひ寮の「ちかくら(家の近くで暮らす)」プラン」が河北町で始まりましたが、あさひ寮の方々にとって施設を離れての地域生活は、食事、火の元、生活全般に渡り不安なことがあり、両施設の話し合いでみやま荘で食事の提供サービスをを行うことになりました。毎日、男性三名の「あけぼの(共同住居)」や三カ所のグループホームと地域生活をされている方を含め、計二十五名の方に約七十三食を提供しています。夕方はみやま荘を退荘された方を臨時職員として採用し、月曜日から金曜日まで、約一〇キロの道のりを配達をしています。朝は「ちかくら」は世話人の方が食事を運びます。グループホームは世話人の方が前日に配達された食材で朝食を作り、夕食は宅配便で届くホカホカの食事に玄関先では大歓迎で迎えられます。昼は「ワークステーションだんだん」



—準備OK！出発—

に通っている方々に弁当を配達しています。まだ始まったばかりのサービスで課題もありますが、試行錯誤しながら、地域展開をすすめていきたいと思っています。

(小野まり子)



あたたかい食事が届きましたよ

第二十五回 社会福祉事業団職員実務研究論文
私は、三十五歳まで就職したい
 優秀賞 知的障害者授産施設
 希望が丘あさひ寮
—Fさんの地域での暮らしを支える—

あさひ寮の地域生活移行プログラム「まちくら(まちで暮らそう)プラン」で実際に地域生活を体験する中、Fさんは「自分も早くあさひ寮を出たい」「三十五歳までに就職したい」と話すようになっていきました。そんな時、障害者雇用の求人があるという情報が入ってきました。

事業主は身寄りが無いという理由で一旦は断られました。あさひ寮が身元引受人の機能を果たす事を条件に了解を得ることができました。

山形公共職業安定所、山形障害者職業センター、置賜障害者雇用支援センター(現：置賜障害者就業・生活支援センター)の関係機関の機能と制度を十分に活用し、実習開始に向け、準備が進められていきました。

職域開発援助事業を活用し、職場実習を開始。あさひ寮地域推進チーム、担当チームが主体となり、職業センターの生活支援パートナーと連携しながら、生活支援が始まったのです。

仕事の覚えが早く、「すぐにでも就職して欲しい」事業主の評価は高いものでした。

しかし順調に思えた実習が一転、継

続が危ぶまれる状況になったのは、一カ月程経過した頃でした。

「嫌になった。帰りたい。」

職員の話に耳を傾けるどころか、頑なに心を閉ざすばかりでした。とりあえず寮に戻り、考える時間をもつことにしました。

連日、Fさんの対応について協議しましたが、しかし、気持ちは変わりませんでした。

そんな時、Fさんを支えたのは、仲間への励ましの言葉だったのです。「負けない、頑張れ」



Fさんの仕事

無言の優しさに背中を押され、Fさんは実習の継続を決めたのです。

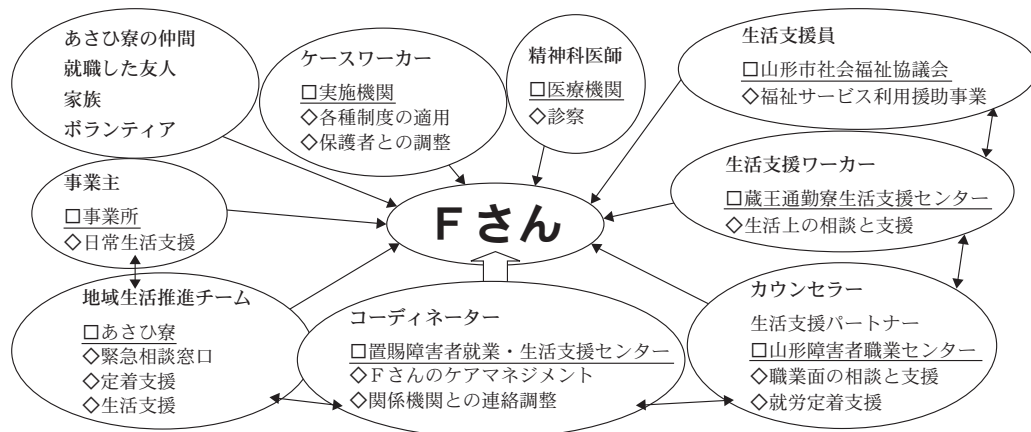
二月一日、就職。蔵王通勤寮生活支援センター、山形市社会福祉協議会が支援に加わりました。

Fさんからは、今でも時々SOSが出されます。その都度、関係機関が連携し、地域生活を支援しています。これからもFさんが安心して地域で暮らせるよう、支援は続きます。

私達は今回の受賞を励みとし、地域生活への移行を一層、推進していきたいと考えています。(村岡 恵美)



全国社会福祉事業団大会での授賞式



「誰もが自分らしく地域で暮らしたい」

―地域生活支援セミナー in 庄内―

三施設（慈丘園・吹浦荘・鶴峰園）合同で開催

社会福祉基礎構造改革を機に、施設入所を中心としてきた障害者福祉は支援費制度移行を目前に控え、今大きく変わろうとしています。国の施策も地域生活の推進を打ち出し、学校を卒業後、家庭から通所施設や小規模作業所などに通うことを選択する人も増えてきましたし、入所施設においても、様々な援助を受けながら地域で暮らすことを支援する取り組みが多くなっています。

ここ庄内でも、作業所やグループホームが数多く生まれ、それぞれが利用者のより良い生活を目指して熱心にかかわっていますが、残念ながら個々の活動にとどまっていることが多く、地域の情報やネットワークが生かされていないという状況にはなっていないのではないのでしょうか。

障害者が、入所施設を含め地域の中で生活していく上で、必要なサービスは何か、まだ十分とはいえない資源を活用していくにはどう連携していけば良いのか、障害者の家族や支援にかかわる人達が集まって一緒に学び、考え、実践していく上でセミナーが一つの起爆剤になればとの思いを込めて開

催したところ一七四名の出席をいただきました。

庄内地区でも地域生活支援に対する関心の高さはあっても、反面ニーズが満たされない現状が潜在的にあるというところで、今回のセミナーは今後の活動への大きな励みになりました。

（慈丘園 齋藤 敏彦）



北海道・東北ブロック社会福祉事業団

事務担当者研修会に参加して

十月三日、四日の二日間にわたり、約五十名の参加者のもと、ウエルサンピア山形で開催されました。

第一日目は、知的障害や精神障害等を持つ人達の事件（福島・白河育成園虐待事件、山形つくしんぼう事件、八王子事件など）を担当された弁護士、副島洋明先生の講演でした。『福祉施設における人権擁護を考える』という

テーマで、事業団を見る周囲の厳しい目を認識する必要性とともに、公的な福祉が担うべき役割として改革してほしいと提言。支援費制度、利用・契約制度へ転換になるが、本当に大変な人達（強度行動障害等）は、利用でも契約でもなく、「公」でかわらなければならぬ、虐待されたり犯罪を犯した障害者を温かく優しく包んでくれるようなシエルターが施設であり、親に

変わり得る親以上のもの（後見制度）を、公の福祉としてやってほしいと力説されました。「三年やって障害者や老人を好きになれなかったら、また好きになってもえなかったらこの仕事は辞めなさい。」と断言されたことは印象的でした。第二日目は『福祉施設におけるISO取得について』という演題

で、香川県の社会福祉法人瑞祥会理事長、櫻村徹先生の講演でした。「人間性を尊重し、生き甲斐のある明るい職場をつくるために、QCやISOをやって元気の出る職場づくりに努めている。人生すべてプラスの発想で考えてほしい。」と結ばれました。

この研修を機に、私もプラスのエネルギーの糧として、今後の職務に努めていきたいと思えます。

（吹浦荘 横山 直美）



―ISOの取得について―

●活力ある職場づくり

—「福祉QC」の取り組みについて—

十月二十八日、当事業団で初めての福祉QC発表会が行われました。今年度から「福祉QC」技法の普及・展開を図るため、八施設がモデル施設となり福祉QC技法を活用した課題改善の取り組みを進めてきました。各サークルとも初めての取り組みで、苦勞も多く何度も検討を重ねながらの実践でしたが、どの発表も改善効果の見える内容でした。今後、課題解決のための有効な道具として福祉QC技法の理解を深め定着を図ること、取り組みが「QC」のためだけになることなく、いかに日常業務の中で実践の継続を図っていくかが課題であると思われました。今回の発表の中から三サークルが下記の大会で発表することになっております。



大会名	テーマ	サークル名	施設名
「福祉QC」全国発表大会 (11月19日～20日：東京)	ふれあいを多くしましょう	ほっと	福寿荘 (特別養護老人ホーム)
北海道・東北ブロック 社会福祉事業団連絡協議会 南三県ブロック業務研究発表会 (11月28日～29日：山形)	トイレをきれいにしましょう	スプリングボード	泉荘 (介護施設)
	生活習慣病にかからないために健康意識を高めよう	ひよっこりひょうたん島	梓園 (重度身体障害者更生援護施設)

人材育成

研修システム
検討委員会
スタート

福祉サービスの担い手としてのあるべき人材の理想像は？イメージを描くことができますか？どのような「職員像」をイメージしますか？そして現実はどうなのでしょう。理想と現実のギャップを埋め、補完していくのが研修の役割です。そのためには、人材育成の共通理念や目標を踏まえ職種、階層毎に「求められる像」を具体的にイメージし、近づいていくことが必要です。

福祉サービスの質は提供する人材の質に直結するものであり、福祉の理念が大きく変化する中で、職員の意識改革が課題になってきています。法人として、これまでの研修を見直し「人材育成」を主眼に、研修体制の整備を早急に図る必要性を認め、五名の委員による検討委員会を立ち上げ検討をすすめています。第一回の委員会を七月に開催し、アンケート調査を行いました。そ

の結果を参考に基本的には各職場でのOJT（実践上の職務を通しての研修）を機能しながら、今後どのような人材を育成していくのか、そのためには何が必要なのか、そして何年計画で実現していくのか、研修要綱等の見直しを含め具体的に検討していくこととなります。

(希望が丘地域福祉支援センター)

～障がいの種別をこえた交流集会～

エリアフリー・フォーラム2002

期 日：平成14年12月7日(土)

場 所：ウェルサンピア山形 (山形厚生年金休暇センター)

参加者：障がい当事者・地域住民・福祉関係者など350名

内 容：①講演 10：30～

「障がい者の権利擁護について」

DPI (障害のある人々の国際連帯組織) 日本会議

初代議長(衆議院議員) 八代 英太氏

②パネルディスカッション 13：30～

1分科会「考えてみよう！私たちの権利」

—障がいって何？—

2分科会「だれでもできるよ！

自分らしく生きること」

3分科会「本音で話そう」—施設生活・地域生活—

③交流会 アトラクション等 18：00～

問い合わせ先：希望が丘地域福祉支援センター TEL 0238(42)5158

多数の方の参加をお待ちしております。



睡眠は生活習慣と関わりがあります。規則正しい三度の食事は、消化器系機能の一日のリズムを整え、体内時計に好影響を与えます。朝食をしっかりと食へることは、脳へのエネルギー補給となり、体温を高め、眠気を飛ばし、活動レベルを高めることに役立ちます。

夕食は時間と質と量に注意が必要です。眠る時刻に消化器系の活動が高いと、自

悪影響を与えます。肉類を含む食は就寝の三時間位前に食へ終えておく必要があります。肉類だけでなく夕食を食へ過ぎること、夜遅くに食事を摂ることは避けたいことです。

また、お茶・コーヒー・コーラ・スタミナドリンクなどのカフェインを含む飲料は覚醒効果があり入眠を妨げるので、就寝四時間前まではできるだけ控えたい飲料です。

健康ひとくち

快適な睡眠のための ワンポイントアドバイス

栄養編

神経系の働きから睡眠を妨げることがあります。肉類は消化に時間がかかるうえ、代謝を高める働きが強いので、遅い時間に肉類をたくさん食へるのは睡眠に

悪影響を与えます。肉類を含む食は就寝の三時間位前に食へ終えておく必要があります。肉類だけでなく夕食を食へ過ぎること、夜遅くに食事を摂ることは避けたいことです。

参考文献

「すやすやねむる」

梓園 主任栄養士

平 志津子



大寿荘からの紹介

はあとの会 (寒河江市)

代表 鶴谷照美さん
— 傾聴ボランティア —

大寿荘では、平成十四年四月より「傾聴ボランティア」(心に様々な想いを抱えている人々に耳を傾けることで、共感と心のケアを共にすることを目指すボランティア)を受け入れていきます。これは、職員が忙しく利用者の方とゆつくり話をもうける時間が少ないという現状を少しでも改善したいということからはじまりました。

傾聴をするにあたって大事なことは、相手の気持ちに寄り添い、相手の想いを耳と心でききとることだと言います。そして、心からきいてもらえた時、気持ち落ちつき、現在(いま)を生きる力が湧いてくるのではないのでしょうか。(大寿荘 庄司 晶乃)

話題の人 Face

寒河江市内にある「はあとの会」というボランティアサークルから、月三回会員の方が四〜五人訪問し、午後三時のお茶会の時間に一対一で約一時間にわたり、利用者の方の抱えている悩みや、日常の出来事についてやさしく耳を傾け、相づちを打ちながら話を聞いてもらっています。話を聞いてもらった利用者の方は、気持ちがあっさりしたのか、表情がやわらかくなり笑顔がこぼれています。



会員ボランティアとのひととき

特別寄稿



福祉領域での健康運動指導にあたって

健康運動指導士 鈴木 玲子 (宮城県在住)



山形県社会福祉事業団からの依頼で福祉施設を訪れるようになって三年が過ぎました。以前精神障害者のリハビリに従事していたため、フリーになつてからも福祉領域で体操指導をすることは度々ありました。しかし、そのほとんどはリフレッシュタイムであつて、楽しく時を過ごせば良いというものでした。それが現在のように予防の医学的観点から運動指導がなされるということは障害者福祉が着実にあるべき方向に変化してきているからでしょう。

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、策定されている障害者プランは、具体的に七つの視点から施策推進を図ることとされています。その中で特に私が着眼して来たのは、QOL(生活の質)の向上を目指すということです。先述したように障害者福祉は向上して来ていますが、まだまだ生きたいように生きる、暮らしたいように暮らすことは難しい、ならば私には何ができるだろうと考えた時、ツールとして持つている、ダンスや運動を健常者と同じように楽しんでもらいたいと思つたのです。ただし、これまでの遊び的な運動ではなく、生活習慣予防となる的を得たプロデュースをすることが一般の方々と同様、福祉領域でも必要な事だと考えていました。



情報版
第2回山形県社会福祉事業団実践報告会
とき 平成15年2月13日(木)
ところ 生涯学習センター「遊学館」
問い合わせ先 希望が丘地域福祉支援センター

作家紹介
(表紙の作品)
昆 美代子さん(山形市出身)
みやま荘で、自治会活動の手芸クラブ、絵画クラブに所属する一方、ウィークリーメニューの手芸、アートにも参加し、創作活動に励んでいます。

WHOによる国際障害分類第二版(2001)
国際的な障害の概念として、WHO(世界保健機構)は、一九八〇年の国際障害分類において、障害を機能障害、能力障害、社会的不利という三つの階層の連続として定義した。障害をこのように三次元の構造として捉え、体系化した点は非常に重要であり、社会通念上の障害者観を集約した定義ともいえる。しかし、その後「医学的な線型モデル・社会的不利を生じさせている環境要因に言及していない。階層の定義が曖昧である」との批判や、カナダモデルなどの対案が提起され「障害者に関する世界行動計画」でもその再検討が要請されていた。そのためWHOは第二版案を示し、二〇〇一年五月正式に採択された。第二版は心身機能に変調がある個人を多様な要因(環境因子、個人因子)との相互関係として捉えるもので、障害者という単一のカテゴリーで個人の能力特性や、それに続く社会生活まで規定するという論理的な矛盾を改め、「障害者」というネガティブな固定観念やステイグマを払拭することに力が置かれている。

Health condition 健康状態 (disorder or disease) (変調または病気)
Body functions & Structures 心身機能・身体構造
Activities 活動
Participation 参加
Environmental Factors 環境因子
Personal Factors 個人因子
(日本語訳: 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「仮訳 国際生活機能分類」より引用)